

学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

(イ) 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座

地球温暖化対策の推進を図るため、県内各地域で開催される研修会や講習会などに、千葉県地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

(P23「地球温暖化対策の総合的推進」参照)

(ウ) 文化財探検隊

地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるため「文化財探検隊」を実施しています。

(2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

ア 小中学校での取組

20～21年に改訂された学習指導要領により、各学校において「環境に関わる内容の一層の充実」が図られ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、横断的・総合的な取組が行われています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等)を展開している学校も少なくありません。

また、総合的な学習の時間を中心に、自分たちの住んでいる地域について、環境問題と関連させた学習を通して環境保全の意識の高揚を図る取組も多く見られます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・

家庭科など)や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。

このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校(沼南高校)や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校(船橋芝山高校)もあります。

(3) パートナーシップの構築に向けて

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

ア エコメッセちばの開催

各主体が環境問題解決のための目標と方法とともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした、環境見本市「エコメッセちば」を8年度から開催しています。また、24年度からは市民活動団体や事業者等の交流を深め、協働取組を促進するための環境協働創造市を同時に開催することとしています。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・市民活動団体・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待され

ます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、28年3月末現在、84クラブ8,903人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841人 (17年度)	33,360人 (27年度)	27,000人以上 (毎年度)

(2) 評価

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数は、基準年度と比較して増加しており、今年度は目標を達成しています。

(3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 環境学習における連携・協働の推進

- ・「千葉県環境学習基本方針平成28年度実施計画」を策定し、環境学習に係る各課・機関の実施事業を取りまとめました。
- ・「エコメッセ2015 in ちば」に実行委員として参画したほか、10月4日に谷津干潟自然観察センターでこども環境会議を開催し、こどもエコクラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図りました。

② 環境学習を推進する人材の育成とその活用

- ・環境学習指導者としての力を備えた人材を育成するため、ファシリテーター*を養成する講座や教員を対象とする講座等を実施し、ファシリテーターを養成する講座は12名、教員を対象とする講座は105名が修了しました。

*ファシリテーター：自身が知っていることを教えるのではなく、学ぶ人の経験や知識に応じた気づきや理解、さらに批判的思考を促す人のことをいう

③ 環境学習に関する情報提供の推進

- ・県ホームページ等による情報提供を行うとともに、環境学習用の教材等の貸し出しを行いました。

④ プログラム・教材の開発

- ・環境学習教材「川の汚れ浄化ゲーム」を要望があった学校や民間団体に配布するとともに、八街市の小学校において当該ゲームを利用した環境学習を行いました。

⑤ 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

- ・県の環境学習の拠点の連携に関する担当者会議を開催し、各施設において体験できるプログラム等について情報交換を行いました。
- ・地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を、佐倉市、松戸市、鋸南町において実施しました。

⑥ 環境学習機会の提供

- ・環境学習アドバイザーの派遣(36回)、地球温暖化防止活動推進員による出前講座の実施(197回)、環境研究センターによる環境講座の開催(14回)など、環境学習機会の提供に努めました。

⑦ 環境学習に関する調査研究の実施

- ・環境学習に関する各種講座においてアンケートを実施し、そのニーズの把握に努めました。

⑧ 県の率先取組

- ・「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入や用紙使用量の削減など、県の業務における環境配慮行動の実践に努めました。
- ・また、新規採用職員の研修において、「行政と環境」講座を行いました。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・環境学習を推進する人材を育成するため、学習の目的に応じた適切なプログラムを活用して学びを支援する必要があります。
- ・環境学習教材として、26、27年度は子ども向けに「川の汚れ浄化ゲーム」を作成し、そのゲームを使用した取り組みの促進を図ってきましたが、今後は大人向けにも啓発冊子を発行し、県民全体のニーズをカバーする必要があります。
- ・環境学習の拠点の連携については、構成する県有施設にとどまらず、県内の他の施設とも連携の方策を検討していく必要があります。
- ・環境学習に係る講師派遣や開催する講座について、内容や仕組みを見直した上で、県の主催・共催する環境学習に関する行事への参加者数が増加するように図っていく必要があります。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・一般の方を対象とした環境学習の指導者を養成する講座では、28年度は、団体の運営方法やプログラムの組み立て方、ITの活用等を踏まえた実践的な内容の講座を開催します。
- ・28年度は、大人向けの水質環境に関する啓発冊子の作成を進めるとともに、引き続き県ホームページ等による環境学習情報の提供や環境学習用の教材等の貸し出しを行います。
- ・環境学習の拠点の連携のために、県内の他の施設において視察研修を行い、さらに広い情報の共有と連携に努めます。
- ・講師の派遣制度や環境講座について一層広報するとともに、引き続き環境学習の機会を提供し、県民の環境に対する意識の醸成に取り組んでいきます。環境講座については、公募型プロポーザル方式を採用して、より良い企画を提案した事業者に運営を委託することにより、様々なニーズに対応し、幅広い層を対象とした講座を実施します。

図表5-1-4 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

講座等名	17年度 (基準年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	3,764	1,411	1,707	2,266	1,038	1,673
県民環境講座	255	456	237	236	125	—※3	—※3
空に親しむ啓発事業	537	223	175	327	—※2	—※2	—※2
水生生物による水質調査	637	507	414	582	452	424	484
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	5,071	4,430	4,009	3,692	4,524	—※5
自然観察会	877	820	781	734	889	1,069	946※6
探鳥会	83	36	16	16	3	44	16
環境研究センターでの啓発事業	329	682	628	387	325	—※3	—※3
体験型環境講座	77	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1
こども環境講座	126	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,198	2,683	1,442	905	4,340	8,903
エコメッセ	6,600	10,500	12,000	12,000	10,200	12,000	12,000
環境講座	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	375	287
温暖化防止活動推進員出前講座受講者数	—※4	—※4	—※4	—※4	—※4	7,465	9,051
合計	16,841	25,257	22,775	21,440	18,857	31,279	33,360

※1 20年度で事業廃止

※2 24年度で事業廃止

※3 県民環境講座及び環境研究センターでの啓発事業は、26年度から環境講座として実施、また、環境講座にはファシリテーターを養成する講座の受講者を含む

※4 26年度から集計に追加

※5 26年度で事業廃止

※6 27年12月末で事業廃止

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、27年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の23.5%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*IS014001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、2011年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率がそれぞれ57.7%、81.1%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(IS014001、エコアクション21等)の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるIS014001は、8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(公財)日本適合性認定協会のデータによると、28年3月末現在で19,475件となっています。

そのうち、県内の認証取得件数は、504件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、IS014001のほかに、環境省が策定したエコアクション21(県内認証取得件数:28年3月末145件)や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ 県自らの取組

(ア) 千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を、19年3月には、第2次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)～」を策定し、取

組の推進に努めてきました。

これまでの実績を踏まえて、25年3月に第3次計画として、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第3次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

温室効果ガス削減の目標の目標として、二酸化炭素排出量を22年度（294,150 t）に比べ、32年度までに8%削減する。

○取組の推進と点検・評価

取組の推進に当たり、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

（イ）県の環境マネジメントシステム

県では、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して13年4月よりISO14001による環境マネジメントシステムを運用し、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムのPDCAサイクルにより継続的改善を図ってきました。

25年度からは、ISO14001によらない形として、「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」を定め、引き続き、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進しています。

ウ その他の取組

上記取組のほか、公共施設でのESCO事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P24「再生可能エネルギーの導入促進等」、P25「県自らの率先行動の推進」参照）

（2）環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機

関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

（ア）千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行ってきました。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。なお、27年度分（26年度募集）からは、ポスター作品のみ募集することとしています。

（イ）環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、昭和52年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として、さらに、昭和56年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

21年8月、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、講演や清掃活動に参加いただき、精力的に活動していただいています。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、